

## 第 181 号 (2021 年 3 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー	
■ 特 集	
◆ タイにおける中国投資の動向 MU Research and Consulting ( Thailand ) Co., Ltd. ....	1
■ 特 集	
◆ アジア新興国の通信インフラ事情～5G への取り組みと中国系企業の進出 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング部.....	5
■ 経 済	
◆ 改めて考える米中関係 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部 .....	10
■ 人民元レポート	
◆ 人民元買い圧力は一旦緩和 三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ.....	18
■ 連 載	
◆ 華南ビジネス最前線 第 48 回 ～深圳市経済特区設立 40 周年 総合改革パイロット実施方案 (2020-25 年) 三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室 .....	21
■ スペシャリストの目	
◆ 税務会計：海南自由貿易港の 15% 個人所得税優遇政策の実施 KPMG 中国.....	24
◆ 日系企業のため中国法令・政策の動き 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部 .....	27
■ 主要経済指標 三菱 UFJ 銀行 国際業務部 .....	31
■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク	

## エグゼクティブ・サマリー

### 特集 タイにおける中国投資の動向

タイにおける中国の存在感が着実に増している。直接投資額、外国人ビザの発給数、企業進出件数など主要指標においても、近年は日本の順位に肉薄あるいは上回ることが多くなっている。一方で全体像が見えにくい面もあり、在タイの日系企業でも動向を注視する声が増している。本稿では、足元のトレンドを整理しつつ、今後の方向性についてもあわせて検証したい。

### 特集 アジア新興国の通信インフラ事情～5G への取り組みと中国系企業の進出

5G、DX、IoT は、通信業界におけるホットワードである。2020 年は 5G 元年といわれているが、加えて新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の大流行による人々の暮らしの変化に伴って、通信サービスは生活に一層欠かせないインフラとなっている。本稿では、急速に通信インフラ整備が進むアジア新興国を中心に、5G への取り組みや中国系通信企業の進出動向を解剖していく。

### 経済 改めて考える米中関係

2021 年 1 月 20 日、米国の首都ワシントンで大統領就任式が行われ、ジョー・バイデン氏が第 46 代大統領に就任した。外交面では、特に世界二大国のもう一方である中国との関係において、前トランプ政権の時とは違うのではないかと、そのような期待感が市場にはあるように思われる。今後、米中関係はどのようなのか、両国の関係の中で日本経済はどうなっていくのか等、論考する。

### 人民元レポート 人民元買い圧力は一旦緩和

中国人民元対ドル相場は 6.43 ちょうど付近で取引開始。前営業日 1 月 31 日には 2018 年 6 月以来となる 6.20 台に上昇していたが、同水準では上値重く、その後は 6.45 台を中心とするレンジ推移が続いた。春節休暇明け後は上昇圧力も一服しており、改めて 6.40 大台後半での推移となった。26 日にはオフショア人民元が一時 6.50 台まで下落。オンショアも 6.48 台で取引されている。

### 連載 「華南ビジネス最前線」 第 48 回 ～深圳市経済特区設立 40 周年 総合改革パイロット実施方案 (2020-25 年)

2020 年 10 月 11 日、中国共産党中央委員会及び国務院は「深圳で中国特色的な社会主義のパイロットモデル地区を建設する総合改革試行実施方案 (2020-25 年)」を発表。本方案では、グレートベイエリア建設における深圳の機能を強化するため、深圳・香港間の協働推進の姿勢等が明確に示された。本稿では、本方案における重要な分野を抜粋し、簡単に紹介したい。

### スペシャリストの目 税務会計 海南自由貿易港の 15% 個人所得税優遇政策の実施

海南省財務局、中国税務総局海南省税務局などの海南省四部門は、2020 年 12 月 15 日に共同で琼財税 [2020] 1019 号文 (以下「1019 号文」) を発行した。本稿では、1019 号文における海南の個人所得税優遇政策を享受する方法、免税額の計算方法、徴収管理の明確な流れなど、その背景と内容について説明する。

### スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、1 月中旬から 2 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。一部、それ以前に公布され、公表が遅れていたものも含む。



タイにおける中国投資の動向

MU Research and Consulting ( Thailand ) Co., Ltd.  
 Managing Director  
 池上一希

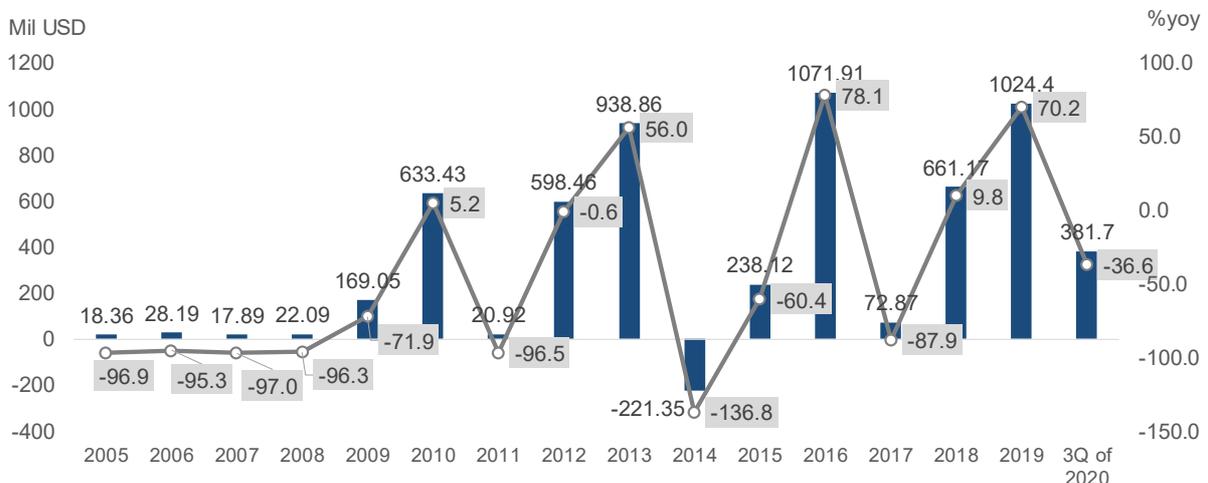
タイにおける中国の存在感が着実に増している。直接投資額、外国人ビザの発給数、企業進出件数など主要指標においても、近年は日本の順位に肉薄あるいは上回ることが多くなっている。一方で全体像が見えにくい面もあり、在タイの日系企業でも動向を注視する声が増している。本稿では、足元のトレンドを整理しつつ、今後の方向性についてもあわせて検証したい。

存在感を増す中国投資とその背景

歴史的にみれば、タイと中国のつながりは緊密であり、13世紀のスコータイ王朝の時代より中国商人の往来や移住などが活発となった。タイの華人系人口については ASEAN ではインドネシアに次いで 700 万～1,000 万人存在すると推定され、タイの食品・小売りを主とする有力グループである CP (Charoen Pokphand) グループは、そのルーツをたどると潮州系である。同様に主要財閥は、大半の出身が中国南岸部に集中しているなどの特徴があり、中国の政財界との人脈が太い財閥も多い。

このようなつながりもあり、中国にとりタイは地縁があり、投資において比較的容易な環境が整っている。1990年代には中国大手国営企業のタイへの投資が先行し、2001年の中国のWTO加盟以降は、経済発展とあわせ、徐々に実績が積み重ねられていった。この動きを更に加速させたのは、2017年の米国におけるトランプ大統領就任である。米中貿易摩擦問題が顕在化したことで、中国のタイへの投資は2018年から2019年に急増していることがわかる(図表1)。2020年は新型コロナウイルスの影響などにより前年割れとなっているが、国別にみると日本を上回り、むしろ存在感を増している。コロナ禍の影響で米自動車大手 GM の撤退が話題になるなど、日系含め撤退・再編が多く、外資製造業のタイ向け直接投資が前年比マイナスになったという特別な要因は割り引く必要があるものの、そのような中で中国からの投資額が日系投資を上回った点は注視すべき事象である。

図表 1 : 中国からタイへの直接投資の動向 (棒グラフは直接投資、折れ線は対前年成長率)



出所：タイ中央銀行の統計に基づき MURC 作成

投資が拡大している要因は、中国政府の政策によるところも大きい。具体的には、2000年代の中国政府による海外進出への奨励策「走出去」政策や2010年の「第12次五か年計画(2011-2015年)」後に出された「一帯一路」政策の推進などが挙げられる。中国政府は自国企業の海外投資促進のために、手続きを簡易化、国家開発銀行と輸出入銀行などの政策性銀行からの支援を受けやすくするなどの整備を進めた。背景としてあるのは、中国国内における人件費の上昇など各種コストの上昇による製造業の国際競争力後退である。自国企業の競争力優位性確保および国内の供給過剰解消などを目的として、特に後背地であるASEANへの自国企業進出は重点分野と位置付けられている。

一方で、タイ側も中国と連携する機運が高まっている。タイ経済は2010年代以降、実質経済成長率が3~4%台と従来よりスローダウンしており、「中進国の罫」からの脱却が課題となっている。タイ政府は、産業高度化政策「タイランド4.0」で定めた重点産業「Sカーブ産業」を12業種指定し、誘致を図っているものの、従来型の製造業依存の体質からの脱却に目途がつかない。このような中で、同国の産業振興の成長戦略の柱であるEEC(東部経済回廊)政策と中国の一帯一路政策を結び付けて投資を引き込みたいとする意向が、近年、鮮明である。

投資の目玉としては、主に中国-タイ高速鉄道、3空港接続高速鉄道、SEZ開発などが挙げられる(図表2)。これらのプロジェクトは、中国有力国営企業集団、中国輸出入銀行などの金融機関とあわせ、タイ側もCPグループ、アマタグループなどの有力企業が参画する、官民共同の大型インフラ開発となっている。

図表2：主要プロジェクトの概要

プロジェクト名	投資金額 (Mil THB)	機関	概要
中国-タイ 高速鉄道	179,412	タイ政府	第2回一帯一路フォーラムにおいてMOUの対象となっている重要案件。2025年、運営開始予定。バンコク~タイ東北のノンカイまでつなぐ高速鉄道路線は、ラオス中国鉄道と接続する予定
3空港接続 高速鉄道	224,544	Eastern High-Speed Rail Linking Three Airports Co., Ltd. (泰中合弁)	バンコク北郊ドンムアン空港、スワンナプーム空港、東部のウタパオ空港を接続する鉄道。中国-タイ高速鉄道とも連携予定。CPグループ主導(70%出資)の泰中合弁のSPVが運営。2019年10月24日、契約締結。50年のPPP契約(最初の5年は建設、残り45年は鉄道運営)
SEZ 開発	-	Thai-Chinese Rayong Industrial Services Co., Ltd. (泰中合弁) など	Thai-Chinese Rayong Industrial Zoneは、タイのAmata Corporationと中国華立集団の合弁会社で運営中。その他、CPグループなどが中国企業向けに泰中合弁資本による工業団地開発を推進

出所：各種報道に基づきMURC作成

マイクロ面での事象

業種別にみた中国企業のタイへの投資は、従来は軽工業とサービス業（不動産・小売り・金融）の2本柱であった。近年は、従来主力のゴム・プラスチック製品製造に加え、自動車分野の構成比が上昇している点が特徴である（図表3）。

図表3：業種別の投資の動向（直接投資ベース）

2009年			2019年			2020年 (Q1-3)		
順位	産業	FDI金額 (Mii USD)	順位	産業	FDI金額 (Mii USD)	順位	産業	FDI金額 (Mii USD)
1	ゴム・プラスチック製品製造	33.6	1	ゴム・プラスチック製品製造	413.7	1	ゴム・プラスチック製品製造	171.9
2	小売り	29.4	2	自動車製造	192.7	2	自動車製造	166.7
3	建設	27.4	3	不動産	191.4	3	不動産	39.9
4	金融・保険	18.0	4	小売り	142.2	4	金融・保険	35.4
5	コンピュータ、電子・光学機器製造	17.7	5	金融・保険	72.1	5	家具製造	17.3

出所：タイ中央銀行の統計に基づき MURC 作成

業種が多様化した要因は、個別事情によるところが大きいが、概ね下記に集約される。

- (1) 米中貿易摩擦への対応：主にタイからの輸出による各種恩恵を期待するケース
- (2) 投資ポートフォリオの多極化：コスト・税務負担の全体最適を志向するケース
- (3) ASEAN 市場開拓：後背地として中国と親和性の高い5億人の市場を確保する動き

最近の主な進出要因は「(1) 米中貿易摩擦への対応」が多い。中国家電大手の美的集団 (Midea Group) は、チョンブリにおいて、2021 年中の稼働に向けてエアコン工場の建設を準備中である。同工場は主に米国向けの輸出拠点として位置付けられており、米中貿易摩擦に対するリスク回避が投資の要因と考えられる。実際、今回購入した約 130 ライ (約 20 万平方メートル) の物件は、深海港や各社の物流拠点に近く、輸出オペレーション上も利便性が高い。

また、今後は米国の民主党政権交代に伴う対中政策の変化も予想され、「(2) 投資ポートフォリオの多極化」、「(3) ASEAN 市場開拓」が投資理由の主流となってくると考えられる。自動車産業を例に最近の動向を説明したい。中国自動車大手の長城汽車は、米 GM のタイ撤退に伴い、同社ラヨーンの工場を 2020 年に買収。同年 11 月には資産の引き渡しを終えて、2021 年年央までに稼働を開始するといわれている。タイ進出は長城汽車にとり 11 カ国目の海外展開となるが、本格的な量産工場はロシアに次ぐ 2 拠点目で、タイへの内販とあわせ、東南アジア地域全域への輸出を想定して進められている。同社がタイで中国製の安価な基幹部品を活用し、低価格戦略を打ち出すことも考えられ、日系ブランドにとり脅威となる可能性も高い。

一方で、その阻害要因も存在する。課題として挙がってくるのは、中国企業からみたタイ投資コストの高さと相対的な恩典の薄さである。1 点目のコストについては、人件費こそタイのほうが中国に比べ 30~40% 程度安価であるものの、その他、特に土地の価格は全般的に中国本国と同等あるいは割高であるとの声が多い。一般的に中国企業は初期投資の負担を嫌う傾向にあり、タイ進出においても、沿岸エリアの工業団地よりは多少利便性が落ちても安価な内陸部を選定し対応している。それでも本国の沿岸主要都市と同レベルの水準であり、タイ投資における進出上のネックとなっている。

2点目の政府恩典については、中国企業から、大規模投資を対象とした税制優遇中心のBOI（タイ投資委員会）の恩典への不満の声が聞かれる。本国で見られるような、政府からの不動産賃貸への恩典や政府系金融機関からのファイナンス面でのサポートと比較した結果、投資見送りとなるケースが多い。前述のような大手企業の進出事例においても、主要なサプライヤーの進出もセットで検討していたものの、限定的なものにとどまったケースが少なくなく、当面は中国からの中核部品の輸入で対応するケースもある。

タイ政府側でも、中国企業が期待するような恩典充実の対応を急いでいる。2020年11月4日にBOIにより承認された電気自動車（EV）向けの新たな投資奨励パッケージは、乗用車だけでなく、商用車、船舶など対象をかなり広範に想定したものである。本件は2018年に終了した初代のEVパッケージに続くもので、異例ともいえる第2弾のパッケージとして注目を集めたが、これは投資を今後検討する中国メーカーからの要望が背景にあったと考えられる。

### 日本企業にとっての意味合い

中国企業によるタイ投資のトレンドについては、米国の共和党政権時代の外交政策に起因するものであり、一過性のものとみる向きもある。一方で、前述の通り中国・タイ政府間の思惑が一致し、タイ政府の肝いりであるEEC（東部経済回廊）政策が強く関係していること、また、2021年発効が予想されるRCEP（東アジア地域包括的経済連携）も中国発のグローバルサプライチェーン構築を後押しする要因となることから、中長期的にも一定の継続性があるものと考えられる。

日本企業にとっての意味合いは、中国企業を潜在顧客としてとらえるか、競合としてとらえるかにより異なるが、前者に関しては少なくとも短期的には存在感は軽微である。前述の長城汽車の例でいうと、GMの2019年タイ販売台数は1.5万台（シェア1.5%）に過ぎず、まとまった発注ロットは当面は期待しにくい。中国企業の購買に関する意思決定機能は依然として本国に置かれているケースが大半であり、特に自動車分野では、中国メーカーは欧米系のシステムサプライヤーを好んで採用する傾向にある。したがって、中国企業との直取引を狙うよりは、欧米系企業への技術・部品供与等を行い、欧米系企業経由で中国企業との取引を厚くするほうが現実的とも考えられる。

一方で、中国企業を競合としてとらえる場合は留意が必要である。現時点では価格帯や客層が異なるため明確なゲームチェンジは起きていないものの、中国企業が多額の販促費投入と低価格戦略で日本企業のシェアを奪いにくることも、中長期的には考えられる。

たとえば、2019年よりトヨタ自動車が進めているコスト低減の施策は、最量販タイプのエンジンの原価を30%低減させる意欲的な取り組みであるが、これは価格面において脅威となりつつある中国車対策を明確に打ち出したものである。今後、タイを含む同社のグローバルな取り組みとなっていく可能性が高い。

足元の中国企業の動向に関しては、日本企業のASEAN戦略に対して顕在化する脅威として留意し、日本企業の新たな競争力向上のための好機として十分に研究し、対応策・協働の方法を考えることも重要である。

(連絡先)

MU Research and Consulting (Thailand) Co.,Ltd.

池上一希

住所：No. 1106 Summer Hill Building, Room 3033, 3rd Floor, Sukhumvit Road, Prakhong Sub-District, Klongtoey District, Bangkok 10110

E-mail：kazuki.ikegami@murc.jp

TEL：66(0)922472436



## アジア新興国の通信インフラ事情～5G への取り組みと中国系企業の進出

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
グローバルコンサルティング部  
アソシエイト 清水昂星

### 1. 通信業界を取り巻く環境変化

5G (第5世代移動通信システム)、DX (Digital Transformation)、IoT (Internet of Things) は、今世間を賑わしているホットワードである。これらはすべて、通信サービスに関わるものだ。2020年は5G元年といわれているが、加えて新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) (以下、「新型コロナ」) の大流行による人々の暮らしの変化に伴って、通信サービスは生活に一層欠かせないインフラとなっている。また、米中関係の悪化が影響し、Huaweiなどの中国系通信企業が米国経済圏から排除される動きがみられる。今回はこのように目まぐるしく動く通信業界に着目し、急速に通信インフラ整備が進むアジア新興国を中心に、5Gへの取り組みや中国系通信企業の進出動向を解剖していく。

### 2. 世界の通信インフラ整備の動向

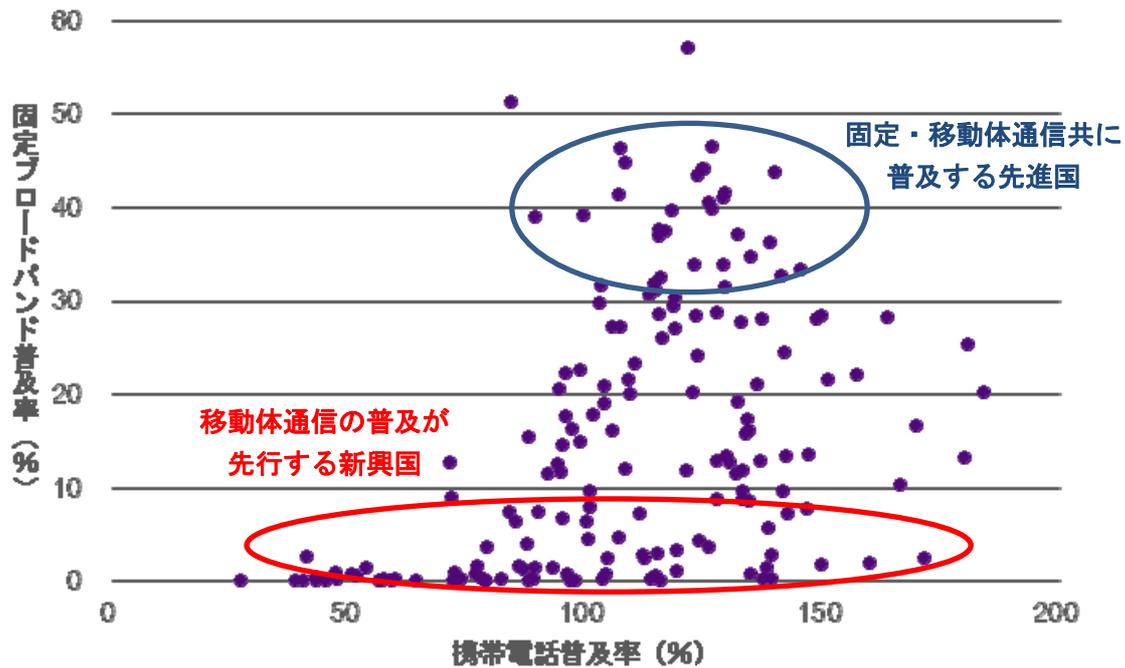
通信インフラの種類は、従来の固定電話やPC等で利用される固定通信と、携帯電話やスマートフォン等の移動端末で利用される移動体通信に大別できる。日本では、1990年代から家庭にインターネットが普及し始め、2000年代から携帯電話、そしてスマートフォンと移動体通信の利用が広がっていった。

このように、比較的早くからインターネットが整備されてきた先進国では、固定通信のインフラが整備され、次いで移動体通信が普及していくという順序が一般的である。一方で、新興国では固定通信が一般家庭に普及していないにもかかわらず、国民のほとんどが携帯電話を持っているケースが少なくない。

図1は、固定ブロードバンド (固定通信) と携帯電話 (移動体通信) の普及率を国・地域ごとにプロットしたものである (注: 普及率は通信サービス登録者数を総人口で割ったもの。異なる通信キャリアの端末を複数登録している場合を含むため、100%を超える国・地域が存在)。図の右上にプロットされるものは、固定・移動体通信共に整備が進む先進国が多く該当する。一方で、固定ブロードバンドの普及率が数%にとどまるが、携帯電話の普及率が100%を超えるプロットも散見される。

表1は、固定ブロードバンドの普及率が10%以下、かつ携帯電話の普及率が100%以上の国・地域を抽出したものである。アフリカ諸国も複数含まれており、移動体通信に限っては、固定通信よりもはるかに普及が進んでいるといえるだろう。このように途中のステップ (ここでは固定通信の普及) を飛び越して、先の技術 (移動体通信) の進展が進む現象を、「リープフロッグ現象」と呼ぶ。リープフロッグ現象が起きている通信業界では、意外な国・地域で通信に関連するビジネスチャンスが生まれる可能性がある。ここからは、表1に含まれるスリランカ、カンボジア、インドネシア、マレーシアの4カ国にスポットライトを当て、通信インフラの現状をみていく。

図1 世界各国・地域の通信普及率



出典：ITU 公開データを基に著者作成。携帯電話普及率200%以上の国・地域（香港、マカオ、アラブ首長国連邦）を除く

表1 移動体通信の普及が先行する国・地域（単位：％）

国・地域	移動体	固定	国・地域	移動体	固定	国・地域	移動体	固定
ジャマイカ	101.0	4.4	パラグアイ	107.0	1.0	ボツワナ	150.0	8.8
モンゴル	133.2	2.8	ポリビア	100.8	9.6	ガボン	138.3	7.3
カタール	141.9	0.7	モロッコ	124.2	2.5	カンボジア	119.5	8.6
チュニジア	127.7	0.0	フィリピン	126.2	0.8	セネガル	104.5	0.6
オマーン	133.4	1.4	インドネシア	119.3	4.6	コートジボワール	134.9	7.8
マレーシア	134.5	3.3	ニカラグア	115.1	1.8	マリ	115.1	3.0
シリア	101.1	0.2	カーボベルデ	112.2	8.7	モーリタニア	103.7	2.9
エルサルバドル	146.9	7.7	ネパール	139.4	1.9	ミャンマー	113.8	2.5
スリランカ	142.7	0.2	ナミビア	112.7	2.4	ガーナ	137.5	6.3
アルジェリア	111.7	9.7	クウェート	171.6	4.3	ガンビア	139.5	7.3
バングラデシュ	100.2	9.7	トンガ	104.6	0.0	東ティモール	115.8	0.2
キルギス	138.6	3.7	南アフリカ	159.9	0.3	グアテマラ	118.7	5.6

出典：ITU 公開データを基に著者作成

### 3. 通信インフラの成長著しいアジア新興国の現状

#### <スリランカ>

アジア新興国のなかでも比較的早い段階から携帯電話サービスが拡大したスリランカでは、3G はもちろんのこと、4G/LTE (LTE : Long Term Evolution の略。携帯電話専用の通信規格) の普及率が非常に高い。2006年には主要な通信キャリアである Dialog Axiata (マレーシア) や Celltel (韓国)、Hutchison (香港) などが3G規格のライセンスを取得し、2013年には Dialog Axiata が南アジアで初めてLTEサービスを開始。2020年には、Hutchison が国内エリアの9割をカバーするLTEインフラ網を整備すると公表した。4Gのエリアカバー率だけでみると、先進国と遜色ないレベルにまで到達している。

既に4G規格の基地局整備が完了に近いスリランカでは、主要通信キャリアのみならず、政府機関も含めた5Gへの積極投資が盛んに行われている。2017年に、Dialog Axiata が Huawei、Ericsson (スウェーデン) と技術提携し、首都コロンボで5Gの試行実験を開始したのを皮切りに、Mobitel や Hutchison などの主要通信キャリアがこぞって Huawei、ZTE との連携を進めている。また、政府機関である MTDIFES (通信インフラ等を管轄する機関) は、2018年に Dialog Axiata、Ericsson と共同でスリランカ発の5Gイノベーションセンター設立を発表している。

固定通信については、携帯電話の拡大が先行した結果、今後新たに普及する余地は少ない。ただ、いくつかの都市エリアではスマートシティの開発計画が進んでおり、都市開発に伴う固定通信インフラの整備が進むと予測される。コロンボポートシティはコロンボ沖合にある269ヘクタールの人工島で、中国政府が進める一帯一路構想にひもづく都市開発プロジェクトである。交通・エネルギー・セキュリティの観点でスマート化を目指しており、スマートメーター (通信機能を併せもつ電力使用量をデジタルで計測する電力メーター) を用いた電気・水道の最適管理システム、AI監視カメラなどが設置される計画である。

#### <カンボジア>

スリランカと同様、2000年代から携帯電話の普及が進んだカンボジアでは、2011年以前は総人口1,500万人の市場に9社もの通信キャリアが顧客を奪い合う激戦市場であった。現在は、政府主導による統廃合や激しい競争により経営難に陥った企業が撤退した結果、Metfone (ベトナム)、Smart Axiata (マレーシア)、CamGSM (カンボジア) など6社まで業界再編が進んでいる (2020年6月末時点)。Smart Axiata は、携帯電話の登録者数で国内首位の通信キャリアであり、2017年6月には三井物産が約74億円を出資している。同社は、2018年7月にも約100億円の追加出資を行っており、スマートフォンの調達支援のほか、現地に進出する日系企業の顧客紹介などで連携を深めている。

日本とカンボジアの連携では、2019年2月に両政府の国土交通省 (カンボジア : 国土整備・都市化・建設省) が主催した都市開発に関する会合が開催されている。経済産業省や世界銀行、日系の金融機関、商社、ゼネコンなどが参加し、カンボジアの経済特区へさらなる日系企業の誘致や投資を見込んでいる。また、日本 ODA 支援により、国営通信企業であるテレコムカンボジアが敷設する陸上光ファイバーの約3割が整備されるなど、両国の連携強化が進んでいる。

他方、カンボジアの通信サービスに入り込む動きがみられる中国の存在も見逃せない。2019年4月、MPTC (カンボジア郵便電気通信省) は Huawei と契約を締結し、カンボジア初の5Gインフラ整備を開始する計画を発表。同年8月には、Smart Axiata が5G通信基地局に Huawei 製の通信機器を導入し、東南アジアで最初の5Gサービス商用化を進めている。

### <インドネシア>

インドネシアも同様に、移動体通信が固定通信に先行して普及している国である。主要な通信キャリアは Telkomsel (インドネシア) や Indosat Ooredoo (インドネシア)、Hutchison、XL Axiata (マレーシア) などである。移動体通信が普及する前は、Warnet と呼ばれるインターネットカフェに近い店舗がネット普及の中心的な役割を担ってきたが、2014年頃から通信サービス各社が 4G サービスの運用を開始し、2018年末には村落レベルを含め 8割以上のエリアをカバーしたと考えられる。

5G 通信基地局の拡大においては、2020年に主要通信キャリアの Indosat Ooredoo が Huawei との連携を発表。ジャカルタ、東ジャワ、バリ島を結ぶ 5G ネットワークの構築を目指している。

日系通信企業の進出も複数社見受けられ、2019年にはインドネシアやマレーシアを中心に企業の DX を推進する PT ALL ACCESS AREA (インドネシア) と、HIS のグループ会社で金融サービスを提供する H.I.F. (旧 HIS Impact Finance) (日本)、および通信インフラを提供する日本通信が連携し、ペイメントサービスなどを行うことを公表した。3億人を超える携帯電話登録者数を誇るインドネシアは、今後も通信サービスの拡大が見込まれる市場として世界の通信サービスから注目されている。

### <マレーシア>

マレーシアは DSL (Digital Subscriber Line の略。電話回線を使って高速データ通信を行う技術) による固定通信が 2001年頃から開始されたが、2007年以降は 4G 対応の携帯電話の普及に伴い、固定通信の成長率は鈍化している。主要な通信キャリアは、Maxis (マレーシア) や Celcom (マレーシア)、Digi Telecommunications (マレーシア) の 3社であり、2014年以降シェアを分け合っている。2018年には Maxis が国内人口の 90%以上が 4G/LTE を利用できる状態まで基地局を整備したとされており、カバー率の拡大から 1人当たり通信料金の高単価化を狙う競争に転じている。

他国と同様、5G 通信基地局の整備も始めている。2019年10月、主要通信キャリアの Maxis は Huawei と 3年間の 5G 商用契約を締結した。Huawei は 5G ネットワークの構築、運営、保守に関する技術研修を支援する。

## 4. 5G への取り組みと中国系企業の進出

ここまでアジア新興国 4カ国の通信インフラの現状をみてきたが、いずれの国においても次世代通信、5G 対応の基地局整備の動きが始まっている。5G とは、高速通信、大容量通信、多数端末同時接続を実現する通信規格であり、これらの特性からスマートフォンのサービス拡大に限らず、エンタメや遠隔医療、工場のスマート化など幅広い分野で活用が期待されている。今まさに世界各国の通信事業者が 5G の普及に注力しているなか、欠かせないプレイヤーが Huawei や ZTE などの中国系通信企業である。米国を中心に、安全保障上の懸念から中国系通信企業を排除する動きが広がるなか、上記 4カ国すべてにおいて Huawei あるいは ZTE が 5G 通信基地局の拡大に関与している。例えば、インドネシアのジョコ大統領は「(Huawei 製品の排除に関して) 独自の判断をする」と述べており、必ずしも米国に足並みを揃える意向ではないことがうかがえる。

このように、ローコストでの通信インフラ構築を武器に、中国系通信企業による新興国に対する影響力が強まっている。スリランカのスマートシティ事例としてコロンボポートシティを挙げたが、中国交通建設など通信領域以外の中国系企業も参画しており、都市開発そのものに中国から多額の資金が流れ込んでいるようだ。

## 5. アジア新興国における通信インフラのこれから

急速に移動体通信の普及が進むリープフロッグ現象が起きているアジア新興国。瞬く間に 5G 規格への取り組みが加速し、中国系通信企業が 5G 市場拡大の牽引役となっている。

欧米などの先進国では、Huawei 製品を排除する動きが盛んであるが、上述したようなアジア新興国では、それとは逆行するように中国系通信企業へ依存する国が多く見受けられる。補助金などによる中国政府の強力なバックアップが、市場参入の動きを加速させているようだ。一方で、数多くの日系企業が進出する同地域において、あらゆる産業の大動脈となる通信インフラ開発事業が特定国に一極集中する事態は避けるべきであろう。

日系企業が価格勝負で市場に切り込むことは困難であると想定されるが、現地政府のバックアップを受けながら、通信キャリア、商社、ゼネコンなどが連合を組んで新興国の都市、通信インフラ開発に参画する余地はあると思われる。通信はスマートシティ、企業の DX などビジネスの広がり期待できる領域である。新型コロナが通信インフラの普及、高度化をさらに推し進めるなかで、日系企業各社がどのようにしてビジネスチャンスを掴んでいくのか、重要な局面を迎えている。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : kosei.shimizu@murc.jp    ホームページ : <https://www.murc.jp>

11 ページから 17 ページは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱 UFJ 銀行国際業務部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部と三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。



## 改めて考える米中関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券  
インベストメントリサーチ部  
チーフエコノミスト 李智雄

### トランプ政権からバイデン政権へ

米国の首都ワシントンで2021年1月20日、大統領就任式が行われ、ジョー・バイデン氏が第46代大統領に就任した。外交面では、特に世界二大国のもう一方である中国との関係において、前トランプ政権の時とは違うのではないかと、そのような期待感が市場にはあるように思われる。

実際、市場関係者および事業会社からの問い合わせは多い。米中関係は今後どうなるのか。両国関係の中で日本経済はどうなっていくのか。

バイデン大統領は、2月4日、国務省において外交政策について初めて演説した。「中国」という言葉は合計5回登場する。

その中で関係改善の期待を背負っている箇所を探せば、「アメリカの利益になる場合には、北京と協力する準備ができている」という一文であろう。それは環境分野や、核拡散防止に関連する分野であると想定できる。実際に中国側がそれに協力するかどうかの検討は後述する。だが、ひとまず重要なのは、それ以外の部分だ。

中国が登場する箇所は、「最も深刻な競争相手 (our most serious competitor) である中国に対抗していく」という文脈である。具体的には以下のとおりだ。

- 「アメリカの指導者は、アメリカに対抗しようとする中国の野心の高まりや、我々の民主主義にダメージを与え、混乱させるロシアの決意などといった権威主義が進むことなどに対応しなければならない」
- 「我々はまた、我々の最も深刻な競争相手である中国が、我々の繁栄、安全保障、民主主義的価値観に突きつけている課題に直接挑戦する」
- 「我々は、中国の経済の悪用に立ち向かい、中国の攻撃的で強圧的な行動に対抗し、人権、知的財産、およびグローバル・ガバナンスに対する中国の攻撃に反撃する」

これらの表現はとりわけ大きなサプライズではないと考えることもできる。例えば、ジャネット・イエレン氏は1月の上院財政委員会での財務長官指名承認公聴会にて中国を批判している。具体的には、中国を「中国は米国にとって最も重要な競争相手だ」とした上で、「不当廉売や貿易障壁、不平等な補助金、知的財産権の侵害、技術移転の強要など、中国の不正な慣行は米企業の力をそいでいる」と厳しく指弾。「政権横断で、あらゆる手段を講じて対抗する」とした。

あるいは、米商務長官候補のロードアイランド州知事、ジーナ・レモンド氏の1月の発言で、「中国の不正な慣行に非常に厳しく対処する」として、具体的に通信産業、鉄鋼・アルミ産業を挙げたこともあった。

要するに、バイデン政権はトランプ政権同様、中国を「最も深刻な競争相手」と捉えており、その「経済の悪用 (economic abuses)」に立ち向かっていく、という姿勢が大きく変わっているようには思えない。

この背景には、トランプ大統領が政権をとった4年前からの、中国側の変化がある。

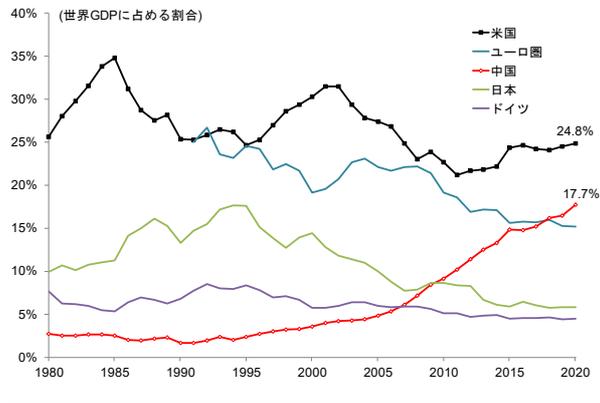
### トランプ政権下の過去4年間の中国の変化を振り返る

トランプ政権下で生じた中国の変化を振り返ってみよう。まずは(1)経済規模である。トランプ大統領が政権をとる直前の2016年、世界のGDPに占める米国の割合は24.7%、中国は14.8%であった(IMF、以下同)。2020年になると、米国は24.8%とほぼ変わっていないにも関わらず、中国は17.7%と大きくシェアを伸ばしている。

経済規模の大きさは市場の大きさを表し、市場が大きいほど規格争い、いわゆるデファクトスタンダードの決定において有利になり得る。また、国際関係についても、市場の大きさは貿易上の交渉力において重要な要素である。

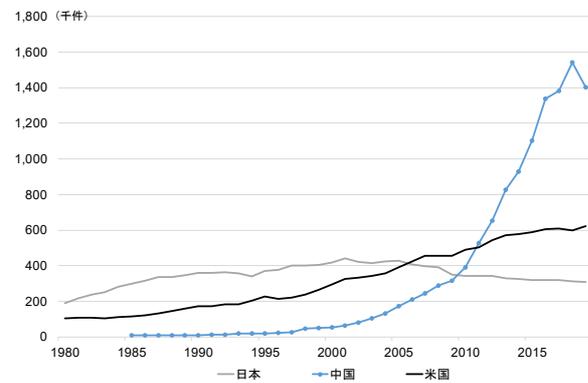
次に(2)技術だ。ただ、技術に関する具体的な指標は計測が難しい。特許件数を見れば、中国の躍進はわかりやすい。だが、特許件数だけで技術力が決まると言い切るには、日本の「失われた20年」での潜在成長率の低下がうまく説明できない。

図表 1. 世界の GDP に占める各国シェア



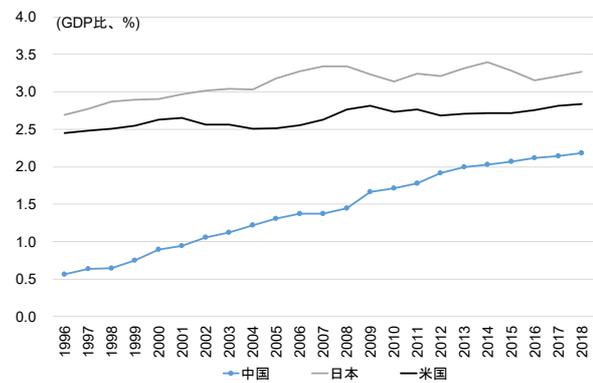
出所：IMF より MUMSS 作成

図表 2. 特許申請件数



出所：世界知的所有権機関より MUMSS 作成

図表 3. R&D 対 GDP 比率



出所：世界銀行より MUMSS 作成

だが、中国の技術が、米国が脅威に感じるほど強くなっていることは否定のしようもなさそうだ。米国商務省産業安全保障局 (BIS) が 2018 年にトランプ政権下で定めた、輸出規制対象とする新興技術は、その多くが中国をターゲットとしたものであると考えられる上に、実際、中国の多くの企業が規制対象となった。

なお、米国政府による、中国の対米投資規制の強化、対中輸出管理の強化、中国製通信機器の政府調達への制限は、規制強化そのものが、2018 年 8 月に成立した 2019 会計年度国防授權法

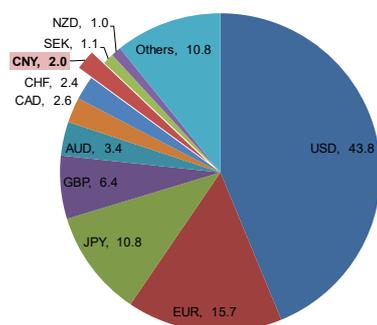
(NDAA2019) によって定められているものである<sup>1</sup>。

つまり政権が交代したとしても、法律自体が修正されない限り、規制が大幅に変更される可能性は低いと考えられる。

もちろん、その運用や法の解釈に関しては余地が残るため、中国側はひとまず米国のその余地に期待したいというところだろう。だが、大きな変化を期待するためには、法律自体の修正が必要であることは認識しておく必要がある。

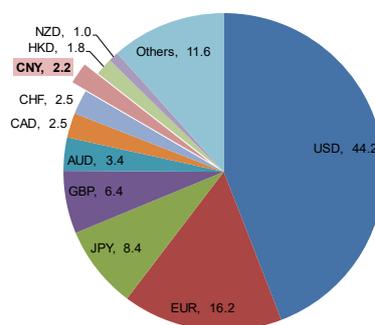
それから、(3) 基軸通貨を巡る動きだ。人民元の比率は、ここ数年で大きくなっているとは言い難い。具体的には、BIS に見る OTC 為替取引に占める人民元の割合は 2019 年に 2.2% と、2016 年の 2.0% から大きく変化してはいない。

図表 4. OTC 為替取引に占める人民元の割合 (2016年、%)



出所：BIS より MUMSS 作成

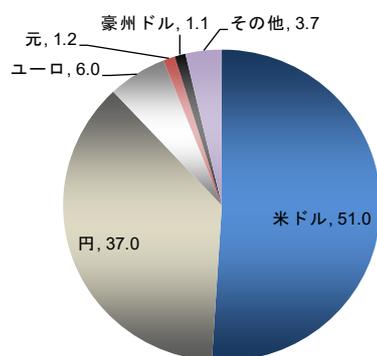
図表 5. OTC 為替取引に占める人民元の割合 (2019年、%)



出所：BIS より MUMSS 作成

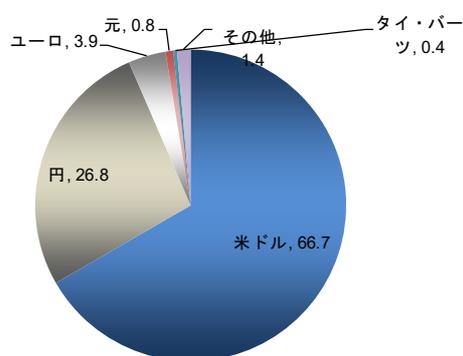
だが、変化が全くないということもない。例えば日本企業が貿易取引の際に決済する通貨の比率の変化を見てみよう。2016 年下半期には、日本からの輸出に占める人民元の割合は 1.2%、輸入では 0.8% であった。それが 2020 年上半期には、輸出に占める割合が 2.5%、輸入では 1.3% と、両方ともほぼ倍だ。ここ数年、人民元の割合は、徐々にだが、着実に増えてきている。特に、オリジナリティ、技術優位などで相対的に日本企業が交渉力を持っていると思われる輸出の分野で、人民元の割合が増えていることは印象的である。

図表 6. 日本の貿易取引通貨比率 (2016年下半期：世界輸出、%)



出所：税関より MUMSS 作成

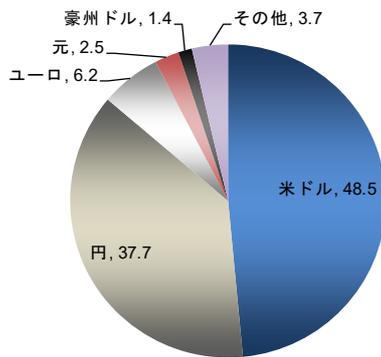
図表 7. 日本の貿易取引通貨比率 (2016年下半期：世界輸入、%)



出所：税関より MUMSS 作成

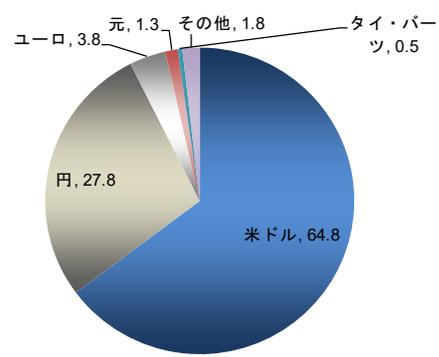
<sup>1</sup> JETRO、2019年5月15日付「長期化する米中摩擦への対応策は」  
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/76074112be344405.html>

図表 8. 日本の貿易取引通貨比率 (2020 年下半期:世界輸出、%)



出所：税関より MUMSS 作成

図表 9. 日本の貿易取引通貨比率 (2020 年下半期:世界輸入、%)



出所：税関より MUMSS 作成

特に SWIFT の代替・補完となる CIPS (2015 年に導入された人民元の国際銀行間決済システム、RMB Cross-Border Interbank Payment System の略) の進展、デジタル人民元の実験的取り組み、デジタル人民元利用の他国への開放など、先進的な動きにも目を見張るものがある。

米国としては、対外債務が大きいにも関わらず、対外収支が黒字であるという、基軸通貨の優位性を脅かす可能性のある存在の一つとして、人民元の国際化を警戒している可能性は十分にある。

最後に、(4) 軍事である。グローバル・ファイヤーパワー (Global Firepower) の「軍事力ランキング (Military Strength Ranking)」によれば、中国は 2021 年も米国、ロシアに次いで 3 位となっている。米国の 1 位の座はランキングが始まった 2005 年以来、不動であり、2011 年から 2 位のロシアも同様だ。

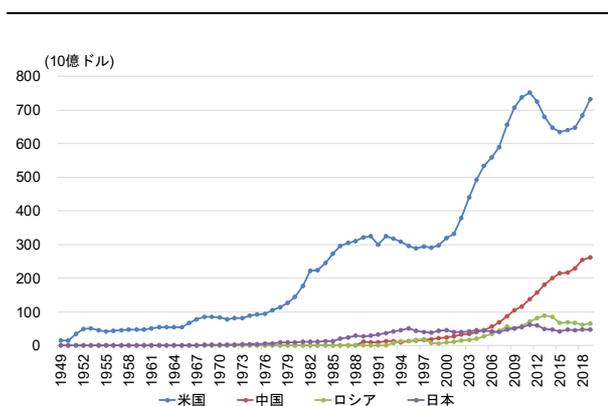
なお、防衛費用だけで見れば、中国の防衛費用は年々拡大が続いている。2019 年の防衛費用について中国は 2,611 億ドルと米国の 7,318 億ドルの 3 分の 1 程度に過ぎないものの、米国には、今後の拡大予想もあり、徐々に脅威に映ってきている可能性は高い。

図表 10. 軍事力ランキングの推移

	2021年	2020年	2015年	2010年	2005年
1位	米国	米国	米国	米国	米国
2位	ロシア	ロシア	ロシア	中国	中国
3位	中国	中国	中国	ロシア	ロシア
4位	インド	インド	インド	インド	パキスタン
5位	日本	日本	英国	英国	インド

出所：GlobalFirepower.com より MUMSS 作成

図表 11. 防衛費の推移



出所：STOCKHOLM INTERNATIONAL PEACE RESEARCH INSTITUTE より MUMSS 作成

### 四つの覇権争いは続いている

筆者は前述の四つ、つまり経済、技術、基軸通貨、軍事という四つの軸を中心に、米中の覇権争いを論じてきた (MUMSS レポート 2016年8月2日「保護主義から来る米中貿易の断続的な動きに警戒しておくべきではないか」、MUMSS レポート 2018年4月6日「米中貿易摩擦を考えるための10の事実と含意、そして2つの仮説」など)。

トランプ大統領がバイデン大統領に替わり、政権が変わったからと言って、これらの覇権争いがなくなったわけではない。それどころか、この4年間で、米国にとり中国の競合度合いは増したはずだ。その意味で、米中の覇権争いはより熾烈になっていると考えてよいだろう。つまり、バイデン大統領の言葉を借りれば、米国にとって中国は「最も深刻な競争相手」となっているわけだ。

### 考えなければならない米中相互依存度の高さ

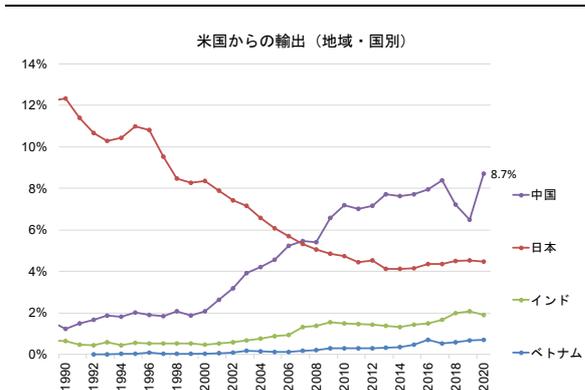
それでは米中関係は悪化の一途をたどるのか、と言うと、それもまた違う。たしかにトランプ前大統領のもと、様々な規制は強化され、米中の関係は冷え込んでいたように見える。だが、そうではないことが窺える統計もある。例えば、米国の輸出データがそうだ。

米中は2018年7月以来、数度にわたる関税強化を経て、貿易関係は悪化してきた。だが、2020年1月、米中合意によって一部関税が引き下げられると同時に、中国側が米国からの農産物などの輸入を強化することが決定されている。その結果、米国の輸出に占める中国の割合は、2017年をピークに一旦低下していたものの、2020年には再び上昇して、8.7%と過去のピークを更新している。

米国の輸入に占める中国の割合も、輸出ほどではないものの、2019年まで一旦低下したものの、再度上昇に転じている。

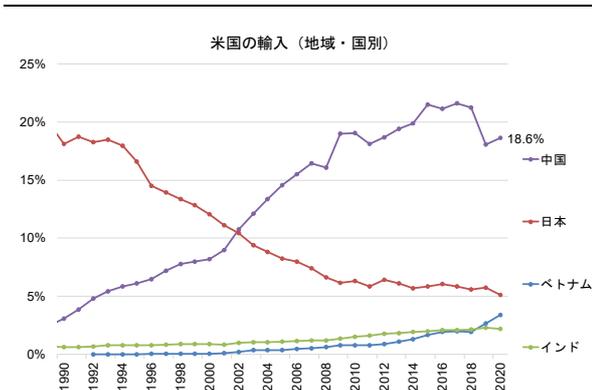
つまり、貿易データを見る限り、2020年の米中関係は貿易依存関係がより強くなっている。それは何故か。背景には、米中の相互依存度の高さがあると考えられる。

図表 12. 米国の国別輸出割合



出所：米センサス局より MUMSS 作成

図表 13. 米国の国別輸入割合



出所：米センサス局より MUMSS 作成

まずは米国の輸入だ。2020年の米国の貿易収支▲9,049.4億ドルのうち中国は▲3,108.0億ドルと、その状況はトランプ大統領が政権をとった2016年の▲3,471億ドルから少しは減ったものの、依然、米国の貿易赤字最大国という状況は大きくは変わっていない。

つまり、「世界の工場」としての中国、その中でも「米国の工場」としての中国の位置付けは大きく変わっていないように思われる。例えば、報道 (Financial Times、2020年10月5日) によれば、

3,500 を超える米国の企業が、中国に対する関税関連で米国政府を訴訟あるいは訴訟を検討しているという。その中にはザ コカ・コーラ カンパニーやフォード・モーター・カンパニー、ウォルト・ディズニー・カンパニーなど米国の代表的な企業も入っている。それだけでも、米国経済の中国依存度の高さがわかるというものだ。

次に米国の輸出だ。米国と国境を接しているカナダ、メキシコに次いで、中国は米国の輸出先3位の国である。2018年以降の米中関税引き上げによって一旦低下した中国のシェアが、2020年に再び上昇したことは、先に述べたとおりである。

米国にとって差し当たっての問題は、中国ほど、今後も継続して米国からの輸入を増やすことのできる規模の国があるか否かであろう。さらに言えば、米国輸出に占める中国の割合である8.7%という水準は、過去、日米貿易摩擦を経験した際の日本のピークである12.3%（1990年）から比べても低い。米国からすれば、まだまだ中国は米国製品を輸入できる余力あり、という判断になろう。また、その代替となりそうな国も、日本を含め、今後しばらくは期待できそうにない。

米国が、対中輸出を増やす一方で、中国からの輸入を積極的に増やさないとすれば、輸出から輸入を引いた貿易収支は改善することが予想される。その結果、貿易赤字は徐々に解消するとは言え、まだ膨大である。その間、米国は中国に対して、米国製品輸入の増加、中国製品輸出の選択的抑制を要請、あるいは様々な規制をかけながら、米国の技術的、経済的優位を維持しようとする可能性は高いだろう。

一方で中国は、少なくとも短期的には米国に対して妥協せざるを得ない。経済力が全体として上がってきた（2020年時点で中国は18%、米国は25%の世界GDPシェア）とはいえ、まだ1人当たりGDPは10,582ドルと、ようやくIMFのいう世界平均（10,953ドル）に近づいたに過ぎない。米国の63,051ドル、日本の39,048ドルと比べてもまだ低い。

直近で言えば、中国は、月からのサンプル採取や「量子超越」など目立った技術革新分野も多いが、それら一部を除けば、技術分野の多くでもまだまだ劣位にある。例えば、中国科学院微電子研究所の王雲主任によると、中国家電の半導体の国産化率は5%にとどまっている。特に製造業全体の水準という意味では、高水準化の広がり、技術の伝播、それに必要な人材の育成にはどうしても時間がかかってしまう。

その技術力を上げ、米国など先進国依存の体制から徐々に抜け出していきたいというのが、中国の様々な産業政策である。しかし、そうするほど、米国側から見た中国の脅威は増し、規制の強度を上げざるを得なくなる。

結局のところ、米中は徐々にだが、分断の道をたどっていくのではないか。だが、その分断に至る過程の速度は、互いが持つ相互依存関係のため、「徐々に」ではなからうか。

### 日本への影響を考える

日中関係はここ数年、大きく改善していると判断する。直接的なきっかけは、2018年5月の李克強首相の訪日である。訪日の際、李克強首相はトヨタの苫小牧工場を訪問した。背景にあったのは、日本は中国の市場が、中国は日本の市場がほしい、という利得の一致であったように思われる。

中国が日本の技術を欲していることは何も目新しいことではない、という声が聞こえてきそうだが、それは違う。中国国内の状況および中国を取り巻く環境が変わってきている。具体的には、(1) 政策が量から質へと変化していること、(2) 消費者の要求水準が上がっていること、(3) 中国国内の製造業のレベルが上がっていること、(4) 米国・ドイツなどが技術移転に消極的であること、が背景にある。2021年に入っても、中国の同背景に変化はない。今後も良好な日中関係と、自動車の

を含めた日本の製造業に対する中国市場の開放度合いは、より高まっていくと考えられる。

一方の日本だが、例えば菅首相は2030年までに農産水産物・食品の輸出額を5兆円にまで引き上げる目標を掲げている。2020年に9,866億円(少額貨物等を含む)である輸出額を10年間で5倍にすることが必要なわけだが、そのためには最大輸出相手国である中国(2020年は3,700億円、香港を除けば1,639億円)市場の攻略が不可欠となる。

日本にとって輸出相手国としての中国の重要性は、農産物だけに限った話ではないだろう。2020年の日本の輸出は、国別で見て、中国が全体の22.0%と米国(18.4%)を抜き、最大となった。潜在成長率が過去5年の平均で0.13%に過ぎない日本からすれば、外需、特に世界2位の経済規模を持つ中国市場の獲得は、今後の成長という意味で非常に重要な要素の一つであると考えられる。

なお、バイデン大統領の演説には日本も登場しており、カナダ、メキシコ、イギリス、ドイツ、フランス、NATO、韓国、オーストラリアと並んで、「最も関係の近い友人」とした上で、改めて連携を強化していくことを述べている。日中関係の接近に伴って、米国から日本に対して、対中政策の圧力がかかる可能性もあるというわけだ。

米国から日本への様々な圧力には、(1)過度な円安の是正、(2)農産物輸入の拡大、(3)接近する日中経済関係の是正、(4)貿易赤字の多くを占める自動車関連の輸出の是正、(5)防衛負担増加、などが考えられる。前安倍政権では、特に(5)について米国から防衛関連装備を輸入することで、他分野への圧力を緩和していたと考えられる。菅政権も、前政権と同じ路線を踏むことによって、つまり米国からの防衛関連装備の輸入を継続することによって、他の分野における圧力がある程度緩和可能なのではないかと現時点では考えている。

日本を考えた場合、中国に技術競争で市場におけるシェアを取られてしまう産業も現れよう。今はまだ情報通信や化学素材などコア部品や、その製造装置において優位性を持っている企業が多いが、徐々にシェアを取られている分野もある。コアな技術を砥礪切磋(しれいせっさ)することによってさらに競合力を高める企業もあろうが、製造業全体で考えれば、日本経済における比率の低下は想定しておく必要がある。そのような中、海外にはない日本特有の観光資源や知的財産を含めたサービス業を振興させていくことも、より必要となろう。

(執筆者連絡先)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券

インベストメントリサーチ部

李智雄

住 所：東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

E-Mail：lee-chiwoong@sc.mufg.jp TEL：03-6627-5234



人民元買い圧力は一旦緩和

三菱UFJ銀行

グローバルマーケットリサーチ

シニアアナリスト 井野鉄兵

2月のレビュー

中国人民幣対ドル相場は6.43ちょうど付近で取引開始。前営業日1月31日には2018年6月以来となる6.20台に上昇していたが、同水準では上値重く、その後は6.45台を中心とするレンジ推移が続いた。春節休暇中には、オフショア人民幣が一時6.40台まで上昇する場面もあったが、休暇明け後は上昇圧力も一服しており、改めて6.40大台後半での推移となった。ユーロ、ポンド、豪ドルといった他通貨が強含みとなるなか、人民幣は方向感のない時間帯が続いたが、26日には米10年債利回りが1.5%を超えたことで、金融市場のリスク回避姿勢が強まったことを受けて、オフショア人民幣が一時6.50台まで下落。オンショアも6.48台で取引されている。

「リフレトレード」で人民幣高一服

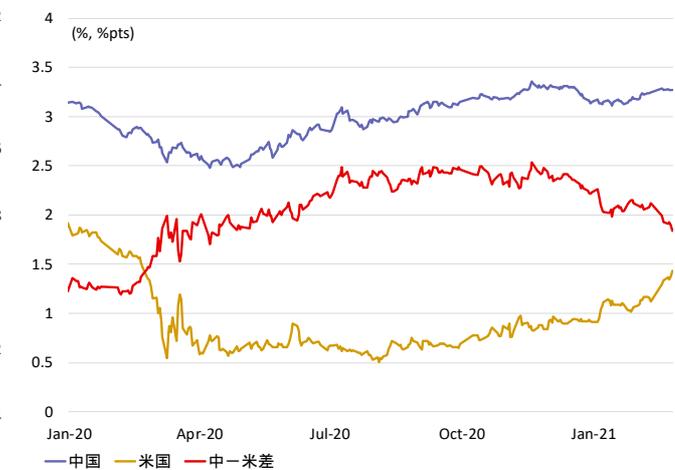
春節休暇のおよそ一週間で、人民幣相場を取り巻く外部環境の変化が進んだ。コロナ禍後の世界経済回復と、足もとの超緩和的な金融状態が共存する世界観を念頭とした「リフレトレード」が進展。外国為替市場では主にドル安、円安といった地合いになった。こうした環境のなか、人民幣の対ドル相場は春節休暇を挟んで概ね横ばい圏で推移。中国人民銀行（以下、「人民銀」）が運営する外国為替相場取引システム（CFETS）の算出する名目実効為替相場（人民幣指数）は弱含みに推移した（第1図）。米国筆頭に各国の長期金利が顕著に上昇する一方、すでに昨年後半にかけて一定の上昇をみせてきた中国の長期金利は小幅な変化にとどまったため各国金利との差は縮小。たとえば中一米利回り差は2月だけで20bp超縮小している（第2図）。依然として、中国優位の金利形成ながら、コロナ禍における中国経済の先行回復、相対的に高い金利水準といった材料をテーマとした人民幣上昇局面は一旦踊り場を迎えていると言えそうだ。

第1図：人民幣指数と対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：中国、米国の長期金利と同較差

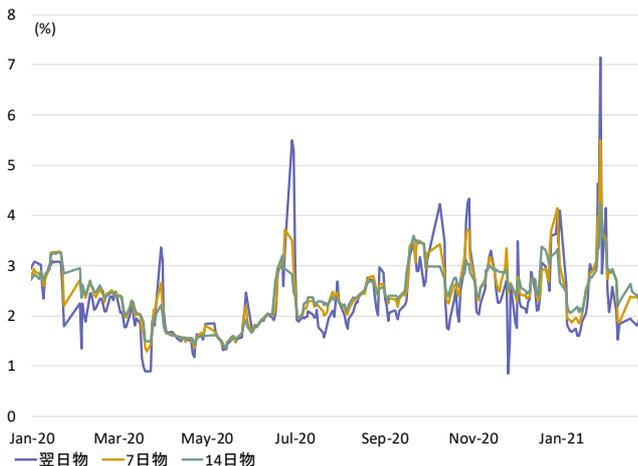


(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

人民元高対応に苦慮する当局も一息か

昨年中盤以降、米国を中心に世界各国が積極的な金融緩和に踏み込んだことも相まって、人民元高圧力が大幅に高まった。今年に入ると、人民銀が流動性の吸収姿勢を鮮明としたこともあって、金融政策引き締め期待も台頭。春節休暇前の季節要因による資金需要も重なったことで、一時は短期金利が急上昇する場面もあり、資金調達ニーズの一部が外国為替市場における人民元買いで賄われたとの観測も人民元高を一段と進行させた(第3図)。ここまでの一方通行気味とも言える人民元高に対しては、国内輸出勢を中心に対策を求める声上がる反面、昨年年初には米国と「(米中間で)競争的な通貨切り下げや、競争を目的とした為替レート目標の設定を控えると約束した」(米財務省)こともあり、人民元高を抑制する目的での為替介入は控えめにせざるを得なかったと言えよう(第4図)。人民銀は、この間も人民元相場を「合理的で均衡のとれた水準で推移させる」との方針を維持しているが、結果として、対ドルでも昨年5月以降最大で10%超、人民元指数でも6%超の上昇を許容してきた。これまで具体的な水準への言及はないものの、対ドル、人民元指数ともに2018年来の高値圏にあり、人民銀はどこまで上昇を許容するか判断を迫られる局面にあると言っているだろう。その点、ここもとの外部環境の変化に由来する人民元高一服を中国当局は歓迎しているものと考えられる。

第3図：上海証券取引所のレポレート



(資料) Bloomberg Economics より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：外貨準備高



(資料) 中国税関総局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

構造的な人民元高への対応に着手

もちろん、人民元高圧力は構造的な面があり、対ドルでは引き続き6.2大台前半の2018年高値が中期的なターゲットである。米国の金利上昇も落ち着き、再びドル安が意識される局面となれば、年前半のうちにも同水準を試す可能性は否定できない。

こうした環境ゆえ、当局の対応も小手先のものとどまらず、為替介入に依存しない人民元高対策にも着手している。2月19日には、そのひとつとして、国家外為管理局(SAFE)が対外証券投資の拡大容認方針を示した。国内機関投資家については、「適格国内機関投資家制度(QDII)」による投資枠を拡大、個人に対しても一人あたり年5万ドルを上限とした国外証券、保険商品への投資を認める方向で調査を開始したとのことだ。

また、引き締め期待のある金融政策面でも、市場の期待とは裏腹に人民銀は慎重なスタンスを崩さない。昨年末の中央工作会議で決まった「マクロレバレッジ比率の基本的安定維持」の方針に沿って流動性の吸収を進めているものの、(金融)政策を「急転換してはならない」との方針もあり、人民銀の機関紙は「資金供給量に注目し過ぎると金融政策の解釈を間違える恐れがある」(ロイター

社邦訳)と、早期の利上げ期待台頭を牽制している。国内の金融システム安定維持と、人民元高抑制を天秤にかけるような状況が続くことになろうが、仮に、足もとの市場の期待に反し、金融政策の引き締めを見送るといった方向性をはっきりさせることがあれば、年後半には2月に観測されたような中一米金利差の縮小が再び材料視され、人民元安に転じる可能性もあるとみておきたい。

**目先は米長期金利の動向がカギ**

3月の見通しという点では、足もとの米長期金利上昇がどこまで続くかといった外部要因主導の展開となりそうだ。2月25日には、米10年債利回りが1.50%を超え、「リフレトレード」に早くも潮目の変化が訪れている。オフショア人民元はこのリスク回避的な動きに素早く反応し、26日の本稿執筆時点では一時6.50台まで下落。オンショアでも対ドル相場は6.48台で取引が始まった。中国当局の人民元高抑制意向も踏まえると、しばらくは調整色の強い展開が続く可能性があるとみておきたい。なお、国内では、3月5日から第13回全国人民代表大会(全人代)第4回会議が開催される。全人代では、今年の種類経済目標を含めた経済政策などが審議される。レバレッジ削減といった中長期的な経済・金融政策上の課題についての審議如何では、人民元相場への影響も考えられる。ただ、当方在中国エコノミストによれば、足もとの人民元高という環境を踏まえた外国為替相場・通貨政策が主な議題になることはなさそうとのこと。為替相場に直接的かつ大きなインパクトを及ぼすものにはならないと考えている。

予想レンジ

	21年3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月
USD/CNY	6.30~6.60	6.20~6.60	6.20~6.60	6.20~6.60
CNY/JPY	16.1~16.7	16.0~16.8	15.9~16.9	15.8~17.0

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2021年2月26日)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

シニアアナリスト 井野鉄兵

Tel : 03-6214-4185 E-mail : teppei\_ino@mufg.jp



## 「華南ビジネス最前線」

## 第 48 回 ～ 深圳市経済特区設立 40 周年 総合改革パイロット実施方案(2020-25 年)

三菱 UFJ 銀行  
アジア法人営業統括部  
アドバイザー室

2020 年 10 月 11 日、中国共産党中央委員会及び国務院は「深圳で中国特色的ある社会主義のパイロットモデル地区を建設する総合改革試行実施方案(2020-25 年)」(以下「本方案」)を発表した。本方案では、グレートベイエリア(以下「GBA」)<sup>1</sup> 建設における深圳の中核的エンジン機能を強化するため、重点領域の改革に対する立法の自主権が深圳市政府に与えられたほか、よりハイレベルな深圳・香港間の協働推進の姿勢が明確に示された。本稿では、本方案における重要な分野を抜粋し、簡単に紹介したい。

## 1. 背景

深圳市は改革開放に伴い、対外開放における重要窓口として中国初の経済特区の一つに指定され、漁村からグローバルな大都市へと急成長し、近年では華南地域を代表するイノベーション基地として大きな変貌を遂げている。2019 年 8 月に公表された「深圳に中国特色的ある社会主義先行モデル区を建設するための意見」<sup>2</sup> では、深圳の役割を従来の経済・貿易制度改革のために特化した区域から、新時代における中国特色的ある社会主義を建設するための全面的改革を先導する模範都市とする方針を打ち出し、具体的な戦略目標と時間軸での発展目標を掲げている。本方案は、これらの方針と目標を踏襲して制定された。

## 2. 主な内容

本方案では、法治面・国際化におけるビジネス環境の最適化、科学技術イノベーションや開放型経済体制等の分野における今後 5 年の目標を設定し、2025 年までに重要分野の改革によって象徴的な成果を生み出し、全国の制度建設に向けて重要な模範モデルを示すことを目指している。

また、本方案の発表と同時に、市場資源の配分、イノベーション体制や対外開放などの分野に対する 40 項目の「第一次授權事項」が公布され、国務院から深圳市政府に対し改革措置の制定に関する権限が付与された。

<sup>1</sup> 広東省珠江デルタ地域所在の 9 つの都市(深圳、東莞、惠州、広州、肇慶、仏山、中山、珠海、江門)と、香港及びマカオ特別行政区から構成される都市圏

<sup>2</sup> 詳細は三菱 UFJ 銀行アジア法人営業統括部アドバイザー室のニュースフォーカス 2019 年第 10 号参照：  
[https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1014\\_ext\\_02\\_0.pdf](https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1014_ext_02_0.pdf)

分野	概要 (抜粋)
投資・貿易 開放促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 全国版市場参入ネガティブリストに基づき、深圳での市場参入特別措置の緩和リストを制定し、エネルギー、電信、公益事業、交通運輸、教育等の領域における市場参入を緩和</li> <li>▪ 最先端技術分野の外商投資参入制限を緩和</li> <li>▪ 私募ファンド市場の参入環境の最適化</li> <li>▪ 適格深圳企業の海外株式上場を支持</li> <li>▪ 国際船舶登記制度の完備を模索</li> <li>▪ 深圳国際航行船舶に保税給油許可権を付与し、海上保税燃料供給市場の開放を促進</li> </ul>
金融開放・ 新興取引市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 創業板<sup>3</sup>の改革、イノベーション企業による国内株または預託証券の発行を支持</li> <li>▪ 新三板(店頭市場)登録企業によるメインボードへの上場変更の規制を構築</li> <li>▪ インフラ建設領域における不動産投資信託ファンドのパイロット運営を展開</li> <li>▪ フィンテックのイノベーションプラットフォームを構築し、デジタル人民元<sup>4</sup>による研究開発・応用及び国際協力を支持</li> <li>▪ 人民元・外貨を一体化したクロスボーダープーリング業務の試行を展開</li> <li>▪ 深圳での人民元国際化推進のパイロット導入を支持し、外貨管理体制の最適化を推進</li> <li>▪ 適格外資金融機構による証券、ファンド管理会社の設立を支持</li> <li>▪ 適格外資金融機構による決済業務許可証の取得を支持</li> <li>▪ 国際的な金融規則体系の構築を促進</li> <li>▪ 科学技術成果の転換の公開取引と監督体制を完備</li> <li>▪ GBA データプラットフォームを構築し、データ取引マーケットの新設または既存取引市場でのデータ取引展開を研究</li> </ul>
人材誘致と 利便化措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ メガシティに適用する労働力の流動体制を推進し、戸籍制度の改革を推進</li> <li>▪ 新技術、新業態、新産業、新モデルの発展に相応する労働時間管理制度を模索</li> <li>▪ 国際競争力がある人材確保制度を構築し、海外のハイエンド人材の認定標準の明確化</li> <li>▪ 外国人向けの就業及び在留許可の審査プロセスの最適化</li> <li>▪ 利便性の高い海外専門人材就業制度を模索</li> </ul>
法治環境の 整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ データ財産権制度の完備、データ財産の保護及び利用の新メカニズムを模索</li> <li>▪ データ・プライバシー保護制度の最適化</li> <li>▪ 新型知的財産権に関する法律のパイロット導入、インターネット情報等のデジタル知的財産権の保護制度を整備</li> <li>▪ 知的財産権侵害に対する罰則制度を構築</li> <li>▪ 信用状況に基づいた知的財産分野の分類評価監督制度を整備</li> </ul>
環境保護関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 健全な生態保護と環境保護制度の構築</li> <li>▪ エコ産業認定規則体系を構築</li> <li>▪ 気候投資融資体制を整備</li> <li>▪ 環境汚染強制責任保険制度を実行し、排水口分類管理制度の構築を模索</li> </ul>

<sup>3</sup> 深圳証券取引所の新興企業向け市場(ベンチャー・ボード)

<sup>4</sup> 中央銀行である中国人民銀行が主導で発行し、その価値を担保するデジタル貨幣

### 3. まとめ

「第一次授権事項」では、通信業界の市場参入規制緩和、ベンチャー企業向け株式市場の改革や株価指数先物取引の導入等、関心度の高い項目が掲げられた。深圳市政府に更なる自主権が付与されたことで、改革推進パイロット政策のよりスピーディな導入が期待できる。

本方案が発表された同月、深圳羅湖区にて抽選による当選者約5万人を対象に1人200元、総額1,000万元のデジタル人民元を発行する初の大規模な運営実験が実施され、羅湖区内のスーパーや飲食店、ガソリンスタンドなど、約3,400店舗で利用された。続いて、2021年1月には深圳で2回目となる運営実験を福田区にて実施。羅湖区と同様、当選者には1人当たり200元が配布されたが、対象者を約10万人、範囲を区内から市内全域に拡大した。飲食チェーンや小売店、交通機関、医療など1万余りの店舗が参加しており、本方案における「金融開放・新興取引市場」分野の中で目指す、デジタル人民元の開発に意欲的な姿勢が見て取れる。

2020年10月の深圳経済特区設立40周年記念式典で演説を行った習近平国家主席は、これまでの深圳の経済発展を高く評価するとともに、今後はより高い出発点から、より高いレベル、より高い目標に向けて改革開放を推進すべく、GBAにおける深圳の牽引的な役割の強化、及び香港との強固な連携の必要性を改めて強調した。その翌月、香港政府より公表された2020年施政方針<sup>5</sup>では、新型コロナ感染拡大により影響を受けた各企業への支援や経済促進策のほか、金融面や医療面、投資面などの多方面において、GBAや本土都市との連携を強化した合作計画が多く策定されている。

本方案による取り組みやGBA・各都市との連携の強化によって、今後更なる発展が期待される深圳に引き続き注目したい。

(本稿はニュースフォーカス2020年10月23日発行分を一部修正したレポートです)

三菱UFJ銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室  
住所：9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong  
Email：Kyoko\_Oba@hk.mufg.jp  
TEL：852-2823-6975

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

<sup>5</sup> 詳細は三菱UFJ銀行アジア法人営業統括部アドバイザリー室のニュースフォーカス2020年第14号参照：  
[https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1288\\_ext\\_02\\_0.pdf](https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1288_ext_02_0.pdf)



**税務会計: 海南自由貿易港の 15% 個人所得税優遇政策の実施**

KPMG 中国

華南地区日系企業サービス

税務パートナー 陳蔚 (Vivian Chen)

**背景**

「海南自由貿易港建設総合計画」を実行するため、2020 年に中国財務省と税務総局は共同で財税 [2020] 32 号 (以下「32 号文」) 及び琼府 [2020] 41 号 (以下「41 号文」) も公布した。32 号文では「海南自由貿易港で働くハイエンド人材及び不足人材に対し、個人所得税の実際税負担額で 15% を超える部分が免除される」個人所得税優遇税制を導入し、ハイエンド人材及び不足人材を海南自由貿易港で働くよう呼び込み、海南自由貿易港の建設に人材面での保証を提供する事を目的としている。

前述の優遇税制を有効的に実施するために、32 号文および 41 号文に基づき、海南省財務局、中国税務総局海南省税務局などの海南省四部門は 2020 年 12 月 15 日に共同で琼財税 [2020] 1019 号文 (以下「1019 号文」) を発行した。1019 号文では、海南の個人所得税優遇政策を享受する方法、免税額の計算方法、徴収管理の流れを明確化にし、優遇を享受する範囲、申請フロー、徴収管理の要求を詳細化し、海南自由貿易港で働くハイエンド人材及び不足人材にスピーディーに高効率なサービスを提供し、積極的に税務上の優遇政策を提供する。

**キーポイント**

**海南に由来する所得**

ハイエンド人材及び不足人材の海南に由来する総合所得 (給与・賃金、労働報酬、原稿料、ロイヤルティの 4 つの項目を含む)、経営所得、及び海南省から認定された人材手当性収入を指し、対応する税は海南で徴収する。

**免税額の計算方法**

給与、賃金所得に関して居住者 (中国人) と非居住者個人 (外国人) に関する免税額の計算方法を明確化した。

➤ 居住者総合所得の免税額の計算

免税額=

$$\frac{(\text{総合所得課税額} - \text{総合所得課税所得} \times 15\%) \times \text{海南での総合所得収入額}}{\text{総合所得収入額}}$$

➤ 非居住者個人所得の免税額の計算

非居住者給与・賃金所得の免税額=

$$\frac{(\text{給与・賃金所得課税額} - \text{給与・賃金所得の課税所得額} \times 15\%) \times \text{海南での給与・賃金所得収入額}}{\text{給与・賃金所得収入額}}$$

**ハイエンド人材及び不足人材の確認**

各政府部門間の情報共有と連携協力を通じ、下記のフローに基づき、資格に適合するハイエンド人材及び不足人材を自動的に認定し、企業と個人の負担を軽減する。

認定フロー	責任部門	作業期間	具体的な職責
ステップ1	省委員会人材発展局	適用年度 12月末まで	ハイエンド人材及び不足人材の提案リストを作成し、省税務局、省社保局、省発改委に送付
ステップ2	省税務局	翌年の1月 末まで	収入基準を確認
	省社保局		海南での社会保険金徴収状況を確認し、要件を満たしていない人員を明記
	省発改委		海南の「信用共有」のプラットフォームで信用状況を確認し、信用失墜者を明記
	省税務局、省社保局、省発改委		確認した情報を省委員会人材発展局にフィードバック
ステップ3	省委員会人材発展局	翌年の2月 15日まで	省税務局に最終リストを提供
ステップ4	省委員会人材発展局、省税務局	最終リスト 確定後	資格に適合する人材に通知し、オンラインおよびオフライン上の人材照会サービスを提供

**コンプライアンス、監督管理への要求**

- ハイエンド人材及び不足人材は、海南で実質的に運営している企業または単位と契約した1年以上の労働契約書、または雇用契約などの労使関係証明書資料を5年間保存する必要がある。
- 省の人材管理、社会保障、税務等部門は、事中及び事後の監督管理を強化し、ハイエンド人材及び不足人材の個人所得税優遇の享受状況について共同でサンプリング検査を実施する必要がある。

**KPMGの所見**

**免税額の計算、人材認定等の重点関心事項を明確化**

32号文と41号文の公布以来、実際税負担額15%超過部分の免除優遇の計算方法と、ハイエンド人材及び不足人材の認定方法が各関係者の重点関心事項となっている。今回公布された1019号文では、前述の政策の詳細な補足文書として、以下の通り回答している。

- ✓ 「海南に由来する所得」の総合所得（給与・賃金、労働報酬、原稿料、ロイヤルティ）、経営所得及び海南省から認定された人材補助金所得の範囲を定義
- ✓ 5つの公式を提供し、居住者と非居住者が異なる収入を取得する場合の控除税額の計算方法を詳述
- ✓ ハイエンド人材及び不足人材の確認フロー、および省委員会人材発展局、省税務局および他部門の主な責任を整理
- ✓ 優遇税還付の申請時期を明確化  
総合所得：翌年3月1日～6月30日。経営所得：翌年1月1日～3月31日
- ✓ コンプライアンス再申請、監督管理要求、労働関連証明材料は少なくとも5年間保存する必要があり、各部門が状況に応じて共同でサンプリング検査を実施する

**高効率化実現の為、関連政府部門が「ワンストップ」サービスを推進**

- 省委員会人材発展局が作成し、各部門に送付した人材リスト（ステップ1）に対し、省税務局は収入状況を確認する。省社保局は社会保険徴収状況を確認して不合格者を明記する。省発改委は信用状況を確認後に信用失墜者を明記する。上記3部門は、意見をまとめた後、省委員会人材発展局にフィードバックする（以上、ステップ2）。省委員会人材発展局は省

税務局へ最終的な人材リストを提供し (ステップ 3)、両部門でリストを確定後、「海南自由貿易港のハイエンド人材及び不足人材への通知書」または「ショートメッセージ」によって資格に適合する人材へ通知する (ステップ 4)。全過程において、個人は別途資料を準備して申請する必要はない。

- 人材認定の結果に疑問や異議があれば、個人も年度確定申告中に、省レベルの人材サービス「ワンストップ」のプラットフォームまたは人材サービス窓口のオンライン及びオフラインで関連資料を提出し、人材資格を確認。それにより紛争解決ルートはスムーズとなる。
- 省税務局は省委員会人材発展局によって送付された資格人材リストに基づき、システムの中で「ハイエンド人材リスト」の管理を行い、資格適合者に免税試算と予算記入サービスを提供し、納税者は確定申告において個人所得税優遇政策を享受できる。

### 確定待ち事項

- 現在 1019 号文では納税者が確定申告すれば、実際税負担額 15%超過部分を免除できると明確にしている一方、確定申告を行う必要のない非居住者個人がどのように申請するのか、どのように還付手続きを行うのか明確にしていない。
- 具体的にどのように年度確定申告すれば実際税負担額 15%超過部分免除の所得税優遇を享受出来るのか明確にされていない。例えば、個人が月度に不足額を申告した場合、先に「課税額に基づき追納し、その後 15%超過部分の免税還付を申請する」必要があるのか等。
- 確定申告を行う必要のない給与の特別所得項目 (ストックオプション所得、年一回制賞与など) は実際税負担額 15%超過部分の免除をどのように享受するかはまだ明確にしてはならず、個人税 APP が自動的に還付計算を完成するのか、それともオフラインで補足申請をする必要があるのか等の問題は確認が必要。
- 現在 1019 号文では既に優遇政策享受に係る手続き時間を明確化しているが、予想還付税額が銀行に振り込まれる時期、払戻しをする銀行にどのような要求があるのか、及び雇主が税を負担する状況で、還付された税が企業の口座に振り込まれるのか、それとも個人の口座に振り込まれるのか等はまだ明確化されていない。
- 海南の会社に派遣されて海外で働いているが、海南に返還して海外所得税の申告をしなければならない人員に対しては、実際税負担額 15%超過部分の免除の所得税優遇が適用されるかどうかはまだ検討されていない。

### KPMG の提案

- 海南自由貿易区の一連の税務優遇政策は規模が大きく、幅広く注目を集めた。1019 号文は海南自由貿易港の実際税負担額 15%超過部分免除の個人所得税優遇政策の実行をサポートしており、企業が全体税務状況を改善し、十分に海南現地の税収政策を享受されるように、人材アレンジメントに関する政策の活用を提案する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

華南地区日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel : +86-755-2547-1198

E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では、1月中旬から2月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部、それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[ 行政法規 ]

【企業登記】

○「企業名称登記管理規定」(国务院令第734号、2020年12月28日發布、2021年3月1日施行)

企業名称の登記に関する法規の改正。

■現行規定からの主な変更点は、以下の通り。

- 申請は、企業登記機関(市場監督管理局など)の企業名称データバンク(各省・自治区・直轄市の範囲内で登記された企業名称を記録)で使用したい名称を検索し、使用可能な名称を選択できるとされた(現行規定では、企業登記機関が申請した企業名称を審査、承認)。
- 申請方法は、企業登記機関の窓口での申請のほか、“企業名称申告システム”でのオンライン申請もできるとされ、申請後の企業登記機関での企業設立登記申請までの保留期間は2カ月(登記前の許可取得が必要な場合は1年)とされた(現行規定では、保留期間は承認から1年)。
- 同一の企業登記機関に登録される企業名称中の商号は、企業名称中の業種または経営の特徴が同一の場合には使用できないとされるが、例外として、その商号を使用している企業と投資関係がある場合と、他の企業名称の抹消、変更登記または企業自体の登記取り消しから1年以上経過している場合には使用できるとされた(現行規定では、他の企業が取り消しまたは営業許可証取り上げの場合は3年以上、その他の原因での抹消は1年以上。投資関係についての規定はないが、下位の規則である「企業名称登記管理実施弁法」には同様の規定がある)。
- 外商投資企業が企業名称中に「中国」を使用できる条件について、外国投資者の商号を使用する独資または外国側マジョリティの企業で、名称に「(中国)」を含めることができると明記された(現行規定にはないが、「企業名称登記管理実施弁法」には同様の規定がある)。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-01/19/content\\_5581091.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-01/19/content_5581091.htm)

【環境保護】

○「汚染物質排出許可管理条例」(国务院令第 736 号、2021 年 1 月 24 日公布、2021 年 3 月 1 日施行)

企業など“固定汚染源”の汚染物質排出許可に関する基本法規。2016 年から新しい汚染物質排出許可証制度が試行され、2020 年末を期限としてすべての業種で排出許可証の普及が図られてきたが、それをふまえて法制化されたもの。対象企業は順守が義務づけられる。

■条例の主な内容は、以下の通り。

- 政府が汚染物質排出許可管理を実行する事業者は、排出許可証の取得申請をしなければならないとされる。汚染物質排出許可管理の対象事業者の範囲、実施手順、管理類別リスト(汚染物質の産出量・排出量が環境への影響が比較的大きい事業者は重点管理、同じく比較的小さい事業者は簡素化管理)は、国务院生態環境部が制定する(注:上記の2016年からの試行過程で暫定的に制定されたものはあるが、正式に発布されるものと見られる)。
- 排出許可証の許可条件は、①環境影響評価文書を取得していること、②汚染物質排出基準などの要求に適合していること、③許可排出濃度に適合する技術を採用できること、④汚染物質排出の自己モニタリングが可能なこと。
- 排出許可証の申請は、区を設置する市級政府生態環境部門に行う。許可または不許可の決定までの所要期間は、汚染物質排出許可管理の類別が簡素化管理の対象事業者は申請受理日から20日以内、重点管理の対象事業者は原則として30日以内とされる。
- 排出許可証に記載される情報には、事業者の名称や許可証の発行日・有効期限などの基本情報のほか、汚染物質の排出口の位置や排出方法などの情報、汚染物質の種類・濃度・排出量、汚染防止施設に対する要求、特別な時期における排出禁止・制限についての要求、自己モニタリング・管理台帳への記録や実施報告についての要求、情報公開についての要求などが含まれる。
- 汚染物質排出許可証の有効期限は5年。
- 対象事業者に対する罰則が詳細に規定されている。例示すると、①排出許可証を取得していない場合、許可排出濃度・排出量を超過した場合は、是正命令または生産制限・停止の上、20万元以上100万元以下の罰金、②排出許可証の規定によらず大気汚染物質を排出した場合は、是正命令の上、5万元以上20万元以下の罰金、③排出口の位置・数量や排出方法・方向が排出許可証の規定に合致しない場合は、是正命令の上、2万元以上20万元以下の罰金、④自己モニタリングの管理台帳を設置しない場合、排出許可証の実施報告をしない場合は、是正命令の上、5千元以上2万元以下の罰金など。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-01/29/content\\_5583525.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-01/29/content_5583525.htm)

[ 政策 ]

【環境保護】

○「生態環境部、自然資源部『建設用地土壤汚染責任者認定暫定施行弁法』の印刷・発布に関する通知」(環土壤 [2021] 12 号、2021 年 1 月 28 日発布・実施)

2019 年 1 月 1 日施行の「土壤汚染防止法」の関連規則。同法の「土壤汚染の責任者が不明確または争議がある場合に、地方政府生態環境部門が自然資源部門と認定する」という規定に基づいて制定されたもの。なお、農業用地の土壤汚染責任者認定については、別の規則が制定されている。

■主な内容は、以下の通り。

- 土壤汚染のリスクコントロール措置または修復の実施が必要な建設用地で、土壤汚染責任者が不明確または争議がある場合、建設用地使用権者または土壤汚染状況調査報告、土壤汚染リスク評価報告で指摘された土壤汚染責任に関わる単位・個人は、管轄権を有する生態環境部門に土壤汚染責任者認定申請を行うことができる。
- 生態環境部門が申請を受理した場合、10 業務日以内に調査機関を指定または調査機関に委託して調査チームを組織する。調査チームは、調査開始から 60 業務日以内に調査を終了し、調査報告を提出する。
- 調査報告に対しては、区を設置する市級または省級の生態環境部門が同級の自然資源部門と土壤汚染責任者認定委員会を組成する。同委員会は、生態環境部門と自然資源部門の専門業務人員と専門家で構成し、調査報告の受領日から 15 業務日以内に審査を行い、生態環境部門と自然資源部門に審査意見を提出する。
- 生態環境部門と自然資源部門は、審査意見の受領日から 15 業務日以内に決定を行い、更に 10 業務日以内に申請者、建設用地使用権者および土壤汚染責任者に告知を行う。土壤汚染責任者を確定できない場合は、申請者と建設用地使用権者に告知を行う。
- 土壤汚染責任者認定活動に必要な資金については、申請を受けた生態環境部門と自然資源部門が同級政府に申請し、申請者からは費用を徴収しない。

■原文は生態環境部の下記サイトをご参照。

[http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202102/t20210202\\_819938.html](http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202102/t20210202_819938.html)

[ 規則 ]

【環境保護】

○ 「炭素排出権取引管理弁法 (試行)」

(生態環境部令第 19 号、2020 年 12 月 25 日公布、2021 年 2 月 1 日施行)

二酸化炭素やメタンなど温室効果ガスの排出権取引に関する規則。2011 年から北京、上海、天津、重慶、深圳、湖北、広東、福建の 8 省市で試行されているが、これを全国に範囲を拡大するもの。企業など事業者の温室効果ガスの排出量を規制することで、国家全体の排出量削減を図ることが目的。

■ 主な内容は、以下の通り。

- 取引の主体は、全国排出権取引市場の指定業種に属し、二酸化炭素の年排出量が 2 万 6 千トン以上の重点排出単位と取引規則に適合する機構と個人 (注: この弁法には業種の明記はないが、生態環境部の計画では、まず電力から始め、徐々に鉄鋼、建材、石油化学、化学などに拡大するとされている)。
- 取引の対象は、生態環境部から省級生態環境部門を通じて重点排出単位に配分される年間炭素排出割当数量で、排出量が割当数量を超える排出単位が、余剰のある単位から購入する。
- 各重点排出単位は、全国炭素排出権登録登記機構の専用システムに割り当ての保有・変更・精算等の情報を登記し、全国炭素排出権取引機構の専用システム上に取引口座を開設、相対・競売等の方法で取引を行う。

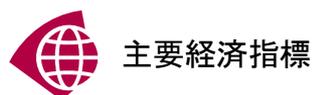
■ 原文は生態環境部の下記サイトをご参照。

[http://www.mee.gov.cn/xxgk/xxgk/xxgk02/202101/t20210105\\_816131.html](http://www.mee.gov.cn/xxgk/xxgk/xxgk02/202101/t20210105_816131.html)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行  
国際業務部

項目	単位	2019年				2020年				2021年
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	6.3	6.1	6.0	6.0	▲ 6.8	▲ 1.6	0.7	2.3	-
固定資産投資*	前年同期比%	6.3	5.8	5.4	5.4	▲ 16.1	▲ 3.1	0.8	2.9	-
第一次産業	前年同期比%	3.0	▲ 0.6	▲ 2.1	0.6	▲ 13.8	3.8	14.5	19.5	-
	前年同期比%	4.2	2.9	2.0	3.2	▲ 21.9	▲ 8.3	▲ 3.4	0.1	-
	前年同期比%	7.5	7.4	7.2	6.5	▲ 13.5	▲ 1.0	2.3	3.6	-
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	6.5	6.0	5.6	5.7	▲ 8.4	▲ 1.3	1.2	2.8	-
社会消費財小売総額	前年同月比%	8.3	8.4	8.2	8.0	▲ 19.0	▲ 11.4	▲ 7.2	▲ 3.9	-
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	1.8	2.2	2.5	2.9	4.9	3.8	3.3	2.5	▲ 0.3
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	0.2	0.3	0.0	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 1.9	▲ 2.0	▲ 1.8	0.3
輸出	億ドル	5,517.4	11,711.5	18,251.1	24,990.3	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	-
	前年同月比%	1.4	0.1	▲ 0.1	0.5	▲ 13.3	▲ 6.2	▲ 0.8	3.6	-
輸入	億ドル	4,754.1	9,899.9	15,266.8	20,771.0	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	-
	前年同月比%	▲ 4.8	▲ 4.3	▲ 5.0	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 6.4	▲ 3.1	▲ 1.1	-
貿易収支	億ドル	763.3	1,811.6	2,984.3	4,219.3	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	-
対内直接投資(実行ベース)	億ドル	358.0	707.4	1,007.8	1,381.4	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	134.7
	前年同月比%	3.7	3.5	2.9	2.4	▲ 12.8	▲ 4.0	2.5	4.5	6.2
外貨準備高	億ドル	30,988	31,192	30,924	31,079	30,606	31,123	31,426	32,165	32,107
都市部調査失業率	%	5.2	5.1	5.2	5.2	5.8	5.8	5.7	5.6	-
国内自動車販売台数	万台	637.2	1,232.3	1,837.1	2,576.9	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	250.3
	前年同月比%	▲ 11.3	▲ 12.4	▲ 10.3	▲ 8.2	▲ 42.4	▲ 16.9	▲ 6.9	▲ 1.9	29.5
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	51.3
	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	52.4

\* : 年初からの累計ベース。

\*\* : 独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。  
(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 国際業務部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫软件园10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大厦15階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

## 【本邦におけるご照会先】

### 国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2021年3月8日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。